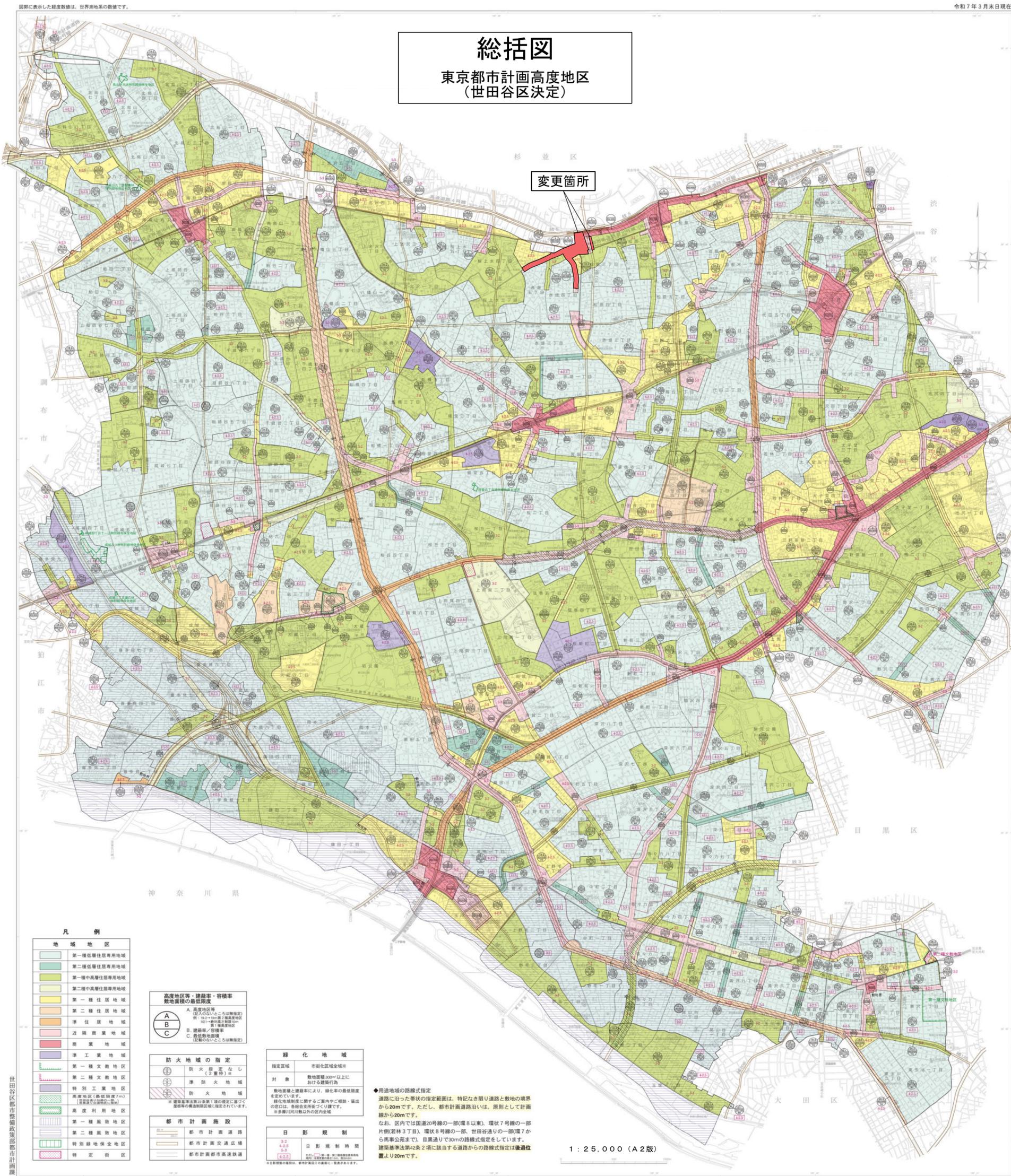


# 総括図

## 東京都市計画高度地区 (世田谷区決定)

変更箇所



**凡例**

地域地区	
[Green]	第一種低層住居専用地域
[Light Green]	第二種低層住居専用地域
[Yellow-Green]	第一種中高層住居専用地域
[Yellow]	第二種中高層住居専用地域
[Light Yellow]	第一種住居地域
[Orange]	第二種住居地域
[Light Orange]	準住居地域
[Pink]	近隣商業地域
[Red]	商業地域
[Purple]	準工業地域
[Light Purple]	第一種文教地区
[Light Blue]	第二種文教地区
[Dark Blue]	特別工業地区
[Green with dots]	高度地区(容積率75%) 【用途地域別指定あり】
[Green with dots]	高度利用地区
[Light Green with dots]	第一種風致地区
[Light Green with dots]	第二種風致地区
[Light Green with dots]	特別緑地保全地区
[Light Green with dots]	特定街区

**高度地区等・建蔽率・容積率  
敷地面積の指定程度**

A	高度地区等 (指定のないところは無指定) ※100㎡以上の敷地面積 ※100㎡以上の敷地面積
B	建蔽率/容積率 ※指定なし
C	指定のないところは無指定

**防火地域の指定**

[Circle with slash]	防火指定なし (2層特)
[Circle with slash]	防火地域
[Circle with slash]	準防火地域

**都市計画施設**

[Red line]	都市計画道路
[Orange line]	都市計画交通広場
[Blue line]	都市計画都市高速鉄道

**緑化地域**

指定区域	市街化区域全域
対象	敷地面積300㎡以上 における建築行為
敷地面積と建蔽率により、緑化率の最低限度 を定めています。 緑化地域制度に関するご案内やご相談・届出 の窓口は、各総合支所がくすりです。 ※多摩川川口橋以外の区内全域	

**日影規制**

3.2	日影規制時間
3.2.1	※10時～16時
3.2.2	※10時～16時

**◆用途地域の路線式指定**  
道路に沿った帯状の指定範囲は、特記なき限り道路と敷地の境界  
から20mです。ただし、都市計画道路沿いは、原則として計画  
線から20mです。  
なお、区内では国道20号線の一部(環8以東)、環状7号線の一部  
片側(若林3丁目)、環状8号線の一部、世田谷通りの一部(環7  
から馬事公苑まで)、目黒通りで30mの路線式指定をしています。  
建築基準法第42条2項に該当する道路からの路線式指定は後述位  
置より20mです。

1 : 25,000 (A2版)

世田谷区都市整備政策部都市計画課

【図説】用途地域・防火地域指定図、緑化地域指定図、日影規制指定図  
この図説は、「都市計画図面データベース」を基として作成したものです。  
【世田谷区白地図データベース】の著作権は、国土地理院に帰属します。